

令和 6 年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第 2 回定例会

会 議 録

令和 6 年 1 1 月 2 2 日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和 6 年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会 会議録

令和 6 年 1 月 22 日(金) 午後 1 時開議

アートホテル鹿児島 2 階 桜島の間

議 事 日 程〔第 1 号〕

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

議 事 日 程〔第 1 号の 2〕

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件

日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

日程第 8 議案第 6 号 令和 6 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 7 号 令和 6 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 8 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 11 議案第 9 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画一部改定の件

日程第 12 議案第 10 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件

日程第 13 同意第 1 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件（議員選出監査委員）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10人）

2 番	川 越	桂 路	議 員	3 番	杉 本	尚 喜	議 員
5 番	八 板	俊 輔	議 員	6 番	尾 脇	雅 弥	議 員
10番	中 重	真 一	議 員	11番	松 元	正 明	議 員
14番	宮之脇	尚 美	議 員	15番	富 重	幸 博	議 員
16番	小 園	裕 康	議 員	20番	前	徹 志	議 員

欠席議員（10人）

1 番	下 鶴	隆 央	議 員	4 番	打 越	明 司	議 員
7 番	持 留	良 一	議 員	8 番	五 位 塚	剛	議 員
9 番	迫	杉 雄	議 員	12番	小 山 田	邦 弘	議 員
13番	上 野	俊 市	議 員	17番	石 田 尾	茂 樹	議 員
18番	竹 田	泰 典	議 員	19番	隈 崎	悦 男	議 員

説明のため出席した者（13人）

広域連合長	中 西	茂 君	副広域連合長	永 野	和 行 君
事務局 長	松 元	祐 成 君	総務課 長	川 越	吉 成 君
業務課 長	園 田	健 一 君	総務課主事	川 元	亜 希 君
総務課主事	竹 山	雅 道 君	総務課主査	瀬戸口	勝 也 君
業務課主査	片 山	哲 治 君	業務課主事	鶴 留	一 也 君
業務課主事	竹 山	俊 輝 君	業務課主査	谷 山	潤 一 君
業務課主査	坂 下	喜 美 子 君			

職務のため出席した者（2人）

事務局次長	窪	通 郎 君	事務局主査	船 倉	隆 博 君
-------	---	-------	-------	-----	-------

＝開会：午後１時１３分＝

○副議長（富重 幸博君） 定例会の開会に先立ち、御説明申し上げます。

本日は議長が空席となっておりますので、議長選挙が行われます間、地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（富重 幸博君） これより令和６年鹿児島県後期高齢者医療後期連合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○副議長（富重 幸博君） それでは、日程第１「仮議席の指定」を行います。

議事の進行上、去る令和６年１月１１日付、同年７月１１日付、及び同年１０月７日付の告示により実施されました、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました議員の仮議席は、ただいま御着席していただいている議席を、指定いたします。

○副議長（富重 幸博君） 次に日程第２「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選とし、指名の方法については私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

議長に川越桂路議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました川越桂路議員を議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって指名いたしました、川越桂路議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました、川越桂路議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで新議長の川越桂路議員を紹介いたします。

川越桂路議員。

〔川越桂路議員 起立〕

○議長当選者（川越 桂路君） ただいま、本議会の議長に御選任いただきました、鹿児島市議会議長の川越桂路でございます。

本議会の公平公正でスムーズな議事に努めてまいりますので、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

〔川越桂路議員 着席〕

○副議長（富重 幸博君） 以上をもちまして、私の職務は終了いたしました。

この間のご協力、誠にありがとうございました。

それでは川越桂路議長、議長席にお着き願います。

〔富重幸博副議長 自席に着席〕

〔川越桂路議長 議長席に着席〕

○議長（川越 桂路君） それではこの際、諸般の報告をいたします。

まずお手元に配布いたしましたとおり、議員異動の報告でございます。

本年2月開催の令和6年第1回定例会以降の広域連合議会議員の異動につきましては、配布いたしております「議員異動報告書」のとおりであります。

次に監査委員から地方自治法第199条第9項の規定による「令和6年度定期監査」及び同法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

ただいまからの議事日程は、配布いたしました議事日程〔第1号の2〕のとおりであります。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第3「議席の指定」を行います。

去る令和6年1月11日付、同年7月11日付、及び同年10月7日付の告示により実施された広域連合議会議員の補欠選挙で当選されました迫杉雄議員、松元正明議員、宮之脇尚美議員、杉本尚喜議員、川越桂路議員、及び隈崎悦男議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、迫杉雄議員を9番、松元正明議員を11番、宮之脇尚美議員を14番、杉本尚喜議員を3番、川越桂路議員を2番、隈崎悦男議員を19番に指定いたします。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号10番中重真一議員、及び議席番号16番小園裕康議員を指名いたします。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（川越 桂路君） ここで中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 令和6年鹿児島県後期高齢医療広域連合議会第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和6年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変御多用の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本県の後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方を始め、構成市町村の皆様の御協力により円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

本県の被保険者については本年11月1日現在で約27万7千人であります。

今後、全ての団塊の世代が75歳に到達する2025年には、約29万人に迫ると推計されており、また被保険者の一人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療費の高度化等に伴い、年々増加をしていくと推定されております。

このように団塊の世代を含む被保険者が今後益々増加していく一方で、後期高齢者医療制度を支える現役世代は減少しております。

本年4月からは出産育児一時金の費用一部負担といった新たな仕組みが導入されるなど、被保険者を取り巻く環境は厳しさを増しております。

今後、現在の制度、将来に向けて持続可能なものとして構築していかなければならないと考えております。

当広域連合といたしましては、安定した制度の運営に努めるとともに、高齢者の生涯に渡る生活の質の維持・向上に向けて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進にも努めてまいりたいと考えております。

本日は予算議案を含め、8件の議案等を提出しておりますので、議員の皆様には御審議の程宜しくお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしく願いいたします。

〔中西広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第6 認定第1号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは認定第1号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして御説明申し上げます。

議案の6ページ、7ページをお開きください。

表の一番下にございます歳入合計欄を御覧ください。

予算現額1億973万4千円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億983万7,471円で不納欠損額、収入未済額ともにございません。

8ページ、9ページをお開きください。

表の一番下にございますとおり、歳出合計欄を御覧ください。

予算現額1億973万4千円に対しまして、支出済額は9,301万4,730円でございます。

歳入歳出差引残額は8ページの下、欄外にございますとおり、1,682万2,741円となり純繰越額として翌年度へ繰り越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして、主なものを説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。まず歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金並びに 2款1項 繰越金は、ともに全額が収入済みとなっております。

次に歳出でございます。14ページ、15ページをお開きください。

1款1項 議会費は、議員報酬、費用弁償、議場音響設備及び会議録作成委託料、会場借上料が主な支出でございます。

令和5年度は、広域連合議会議員の任期が令和5年7月1日に満了となったことによる改選後の、8月の臨時会を1回、11月、2月の定例会を2回開催したところでございます。

2款 総務費 1項 総務管理費は、総支出額9,038万円余りの内のおよそ4分の3を占める18節 負担金補助及び交付金6,597万円余りを総務課等派遣職員9人にかかる給与等負担金として支出したほか、事務室等の借上料及び幹事会運営委員会の旅費が主な支出でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

2項 選挙費は、選挙管理委員会、広域連合議会議員選挙に係るものでございます。

3項 監査委員費は、委員報酬、費用弁償などでございます。

3款1項 予備費は、充用はございませんでした。

不用額の総合計は1,671万9,270円となっております。

続きまして、25ページの「財産に関する調書」を御覧ください。

1 公有財産につきましては、該当はございません。

2 物品につきましては、取得価格が100万円以上のものを掲載しておりますが、令和5年度中の増減はございません。

3 債券及び基金につきましては、該当はございません。

次に61ページから監査委員の決算審査意見書をつけてございます。

65ページをお開きください。

一般会計及び、後ほど説明いたします後期高齢者医療特別会計を通してでございますが、令和6年7月25日に監査委員の審査を受け、第4 審査の結果にございますように、「各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その係数についても正確であることを認めた。

また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については概ね適正に処理されていることを認めた」という審査結果を受けております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、認定第1号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は認定されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第7 認定第2号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題とい

たします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは認定第2号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして御説明申し上げます。

議案の32ページ、33ページをお開きください。

表の一番下にございます歳入合計欄を御覧ください。

予算現額合計2,969億2,215万円に対しまして、調定額合計2,937億4,343万7,294円、収入済額合計2,937億2,716万1,102円、不納欠損額合計26万7,388円、収入未済額合計1,600万8,804円となっております。

34ページ、35ページをお開きください。

表の一番下にございます歳出合計欄を御覧ください。

予算現額合計2,969億2,215万円に対しまして、支出済額合計2,901億1,135万1,747円で、不用額合計68億1,079万8,253円となっております。

歳入歳出差引残額は34ページ下の欄外にございますとおり36億1,580万9,355円となり、翌年度へ繰り越しております。

それでは事項別明細書に従いまして主なものを御説明いたします。

38ページ、39ページをお開きください。まず歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金につきましては、調定額全額が収入済みとなっております。

2目 保険料等負担金につきましては、市町村で徴収し、納入いただいた保険料収入額が予算現額に対しまして4,800万9,308円の収入増となっております。

継続した収納対策を市町村において取り組んでいただいておりますことに感

謝申し上げます。

2 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 療養給付費負担金につきましては、療養給付費が見込みより少なかったため、予算現額に対しまして4, 0 9 8 万 1 6 5 円の収入減となっております。

なお、広域連合が受け入れた交付額は実績額を上回っており、実績を超過した分につきましては、令和6年度での精算、返納となります。

2 項 国庫補助金 1 目 調整交付金につきましては、5 億 9, 0 6 4 万 5 千 円の収入増となっております。

4 0 ページ、4 1 ページをお開きください。

3 款 県支出金 1 項 県負担金 1 目 療養給付費負担金につきましても、療養給付費が見込みより少なかったため、予算現額に対しまして2 億 8, 6 2 3 万 9, 5 4 7 円の収入減となっております。

2 目 高額医療費負担金につきましては、予算現額に対しまして、2, 9 1 2 万 8, 7 5 8 円の収入増となっております。

4 款 1 項 支払基金交付金 1 目 後期高齢者交付金につきましては、現役世代からの支援金でございますが、予算現額に対しまして6 億 2 千万 7, 1 8 9 円の収入減となっております。

5 款 1 項 1 目 特別高額医療費共同事業交付金につきましては、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、国保中央会が各県広域連合に交付するものでございますが、予算現額に対しまして1, 0 4 1 万 7, 8 1 5 円の収入減となっております。

7 款 繰入金 1 項 基金繰入金 1 目 運営安定化基金繰入金につきましては、給付費等の実績を考慮し、給付費等に係る分は繰り入れの必要はないと判断いたしましたが、令和7年度に運用開始される次期標準システム機器更改に係る令和5年度必要経費分のみ繰り入れたものでございます。

4 2 ページ、4 3 ページをお開きください。

8 款 諸収入 3 項 雑入 1 目 第三者納付金につきましては、収入未済額 5 7 2 万 9, 2 1 5 円となっております。

これは広域連合が交通事故等の加害者に直接請求しております第三者損害賠償金の未納分であり、翌年度への滞納繰り越しとなります。

2目 返納金につきましては、26万7,388円の不納欠損を行っております。

これまで滞納者に対し、再三催告を行ってまいりましたが、納付が無く時効が完成したことによるものでございます。

また収入未済額は1,027万9,589円となっております。

これは国の機関、厚生局及び県による、保険医療機関等に対しましての指導、監査等の結果に伴う診療報酬返還金や被保険者の負担割合相違等による不当利得に伴う療養給付費の返納金でございます。

続きまして歳出でございます。44ページ、45ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、主に後期高齢者医療電算システムの保守運用委託料や後期高齢者医療電算処理システムの賃借料、業務課派遣職員18人に係る人件費等負担金などでございます。

不用額の主なものは旅費や役務費、委託料の執行残でございます。

2項 医療適正化事業費 1目 レセプト点検事業費は、主に診療報酬明細書等の二次点検業務委託でございます。

2目 訪問指導事業費は、主に各種訪問指導事業に係る委託料等でございます。

重複頻回受診者への訪問や要医療者等への訪問指導を実施したものでございます。

4目 医療費通知事業費は、1月と3月の2回、70万166件に発送いたしました。

46ページ、47ページをお開きください。

一番上の6目 後発医薬品普及事業費は、後発医薬品差額通知書に係る後納郵便料や通知書作成等に係る業務委託が主なもので、12月に2万5,507件発送いたしました。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費は、国保連合会を通して医療機関に支払う診療報酬の負担金でございます。

2項 高額療養諸費 2目 高額介護合算療養費は、医療と介護保険を利用した際に発生する自己負担額の合計が限度額を超えた場合に被保険者に支払う負担金でございます。

3 項 その他医療給付費 1 目 葬祭費は、条例に基づき 1 件につき 2 万円支払っておりますが、1 万 8, 0 1 5 件の支払いを行いました。

2 目 傷病手当金は、新型コロナにより就業不能となった方に 4 件の支払いを行いました。

3 款 1 項 1 目 特別高額医療費共同事業拠出金は、高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 7 条に基づき、広域連合における著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、国保中央会が全国レベルで財政調整を行うために広域連合が国保中央会に支払う負担金でございます。

4 款 保健事業費 1 項 健康保持増進事業費 1 目 健康診査費は、健診に係る補助金や委託料が主なもので、長寿健診受診者数は 6 万 3, 6 3 1 人、受診率は 2 6. 1 %。口腔検診受診者数は 4, 2 3 8 人、受診率は 1 0. 4 %となっております。

4 8 ページ、4 9 ページをお開きください。

2 目 一体的実施推進事業費は、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う委託料や補助金でございます。

5 款 1 項 基金積立金 1 目 運営安定化基金積立金は、保険給付のための財源と保険料率の調整を図るための財源とし、また次期標準システムのクラウド化及び機器更改費用についての単年度での費用計上による市町村負担金の急激な増額を抑えるため、積み立てることを目的としておりましたが、次期標準システム機器更改が、次の年度以降にずれ込み、必要経費の見通しが立ちにくい状況となりましたことから、積み立ては延期し、今回は預金利子のみ積み立てたものでございます。

なお、次期標準システムに係る積立は今年度の補正で対応することといたしております。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 4 目 償還金は、令和 4 年度に受け入れた国、県等の負担金等につきまして、当該年度における医療給付費等の実績確定に基づく精算により、超過交付分の返還を行ったものでございます。

歳出における不用額の合計は 6 8 億 1, 0 7 9 万 8, 2 5 3 円となっております。

続きまして 5 3 ページ、「実質収支に関する調書」を御覧ください。

歳入歳出差引額が 3 6 億 1, 5 8 0 万 9, 3 5 5 円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額となり、純繰越額として同額を令和6年度へ繰り越すこととなります。

なお、監査委員の決算審査結果につきましては、先ほど一般会計決算の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、認定第2号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は認定されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第8 議案第6号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第6号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

議案の109ページを御覧ください。

今回の補正は、令和5年度の決算剰余金の確定に伴い歳入歳出それぞれ1, 6

82万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,894万6千円とするものでございます。

主なものにつきまして事項別明細書により御説明いたします。

114ページをお開きください。まず歳入でございます。

2款1項1目 繰越金につきましては、令和5年度一般会計の繰越金1,682万2千円から令和6年度当初予算計上分の1千円を差し引いた残りの1,682万1千円を計上いたしております。

115ページを御覧ください。

次に歳出でございますが、現段階では特別の使途がないことから、歳入における繰越金の増額分を3款1項1目 予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは議案第6号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第9 議案第7号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは議案第7号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

議案の119ページを御覧ください。

今回の補正は、令和5年度決算繰越金等の確定に伴い、歳入歳出それぞれ17億8,207万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,023億681万円とするものでございます。

それでは事項別明細書により御説明いたします。

まず歳入でございます。126ページをお開きください。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金を2,943万5千円増額いたしております。

これは本年10月から開始される内国為替制度運営費に伴い、振込手数料等を各市町村からご負担いただくものでございます。

3目 療養給付費負担金は、5,332万7千円増額いたしております。

これは令和5年度療養給付費の実績確定精算に伴い、負担不足となっておりました市町村の負担額を計上いたしましたものでございます。

次に、4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金を9億5,203万4千円減額いたしております。

これは令和5年度後期高齢者交付金の確定に伴う返還金につきまして、令和6年度の同交付金から返還額を相殺するため、減額するものでございます。

次に、7款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 運営安定化基金繰入金を6億3,664万円増額いたしております。

これは令和6、7年度の保険料率算定に向けて活用することといたしました剰余金等のうち、本年の繰り入れ分でございます。

次に、9款1項1目 繰越金を20億1,470万6千円増額いたしております。

これは令和5年度特別会計の決算におきまして、令和6年度への繰越金額が確

定したことによるものでございます。

続きまして歳出でございます。127ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を2,943万5千円計上いたしております。

これは先ほど歳入におきまして御説明いたしました 1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金に計上いたしました振込手数料等と同額を計上したもので、被保険者への高額療養費等の振込手数料として支出する予定でございます。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費につきましては、9億5203万4千円の財源更正を行っております。予算額につきましては変更ございません。

これは令和5年度の後期高齢者交付金の確定に伴う返還金を令和6年度の同交付金から相殺するため、減額となる分につきまして繰越金から充当することに伴う財源更正でございます。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 4目 償還金を17億4,154万5千円計上いたしております。

これは令和5年度の療養給付費等の国県市町村の負担金の確定、精算により償還金として返還するものでございます。

9款1項1目 予備費は、1,109万4千円増額いたしております。

これは先ほど歳入におきまして説明いたしました 9款 1項 1目 の繰越金につきましては、国などへの返還金などが確定したものを控除したもので、現段階では特定の用途がないことから予備費に計上いたしましたものでございます。

以上で説明終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは議案第7号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第10 議案第8号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第8号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして御説明申し上げます。

議案の130ページの提案理由を御覧ください。

今回の条例は、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを定めるほか、被保険者証廃止に向けた所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

新旧対照表が131ページから133ページにかけて記載してございますが、改正の具体的な内容につきまして御説明いたします。

まず1つ目に市町村の生活保護部局におきまして、急患等として医療機関を受診した被保険者に対し、生活保護の医療扶助の開始を職権で開始した後、当該者に資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求するという被保険者にとって不利益となる事案を未然に防ぐため、市町村の医療保険部局と生活保護部局とが適切に連携し、急患等として医療機関を受診した被保険者にかかる保険料につきまして、必要に応じて最長1年以内の期間に限り、徴収猶予を行うことができる旨を追加するものでございます。

2 つ目は被保険者証の廃止に伴い、保険料を滞納している被保険者に対する罰則規定の条文を削除するものでございます。

なお、改正後の条例施行日は令和 6 年 1 2 月 2 日といたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

議案第 8 号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第 1 1 議案第 9 号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画一部改定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第 9 号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画一部改定の件」につきまして御説明申し上げます。

議案の 1 3 5 ページを御覧ください。

今回の改定は、本年 1 2 月 2 日に現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行すること等に伴い、地方自治法第 2 9 1 条の

7 第 3 項に基づき広域計画の一部を改定するものでございます。

広域計画の改定内容でございますが、137 ページ、138 ページの新旧対照表の右側の改定前を御覧ください。

1 点目が 137 ページの広域計画の「3 基本方針」の「(1) 健全で安定的な財政運営と事務処理の効率化」におきまして、下線部分の「・短期被保険者証の交付」を削除しようとするものでございます。

これは短期被保険者証が廃止されることによるものでございます。

2 点目は 138 ページ、同様に右側の改訂前を御覧ください。

「4 広域連合及び市町村が行う事務」の表中の「①被保険者の資格の管理に関する事務」におきまして、「広域連合が行う事務」のウの下線部分、またその右側の「市町村が行う事務」のイ及びウの下線部分に表記されている「被保険者証及び被保険者資格証明書」を左側の改定後でございますように、いずれも「資格確認書等」に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第 9 号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画一部改定の件」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第 12 議案第 10 号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは議案第10号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」につきまして御説明申し上げます。

議案の139ページを御覧ください。

本件は提案理由にございますとおり、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更につきまして、鹿児島県市町村総合事務組合から協議の依頼があったものでございます。

この同組合規約変更の協議に当たりましては、同組合を組織する構成団体の議会の議決を経ることとされていることから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により当広域連合議会の議決を求められたものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第10号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第１３ 同意第１号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、宮之脇尚美議員の退席を求めます。

〔宮之脇尚美議員 退席〕

ここで当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 同意第１号「鹿児島県後期高齢者医療後期連合の監査委員の選任について同意を求める件」について提案理由を御説明申し上げます。

お手元に配布いたしました同意第１号を御覧ください。

当広域連合の監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員につきましては、地方自治法第２９２条において準用する同法第１９６条第１項及び広域連合規約第１６条第２項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため、提案するものであります。

選任したい方は薩摩郡さつま町、宮之脇尚美氏です。

略歴は現在、さつま町議会議長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔中西広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言が無ければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、同意第１号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任について同意を求める件」について採決いたします。

本件については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は同意することに決しました。

宮之脇尚美議員の入場を求めます。

〔宮之脇 尚美議員 再入場 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で、今議会に付議された案件は全て議了いたしました。

ここで中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 本日は、御提案いたしました議案等につきまして、議員の皆様にもいずれも原案どおり可決を賜りました。

誠にありがとうございます。

広域連合といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携を図りながら、本制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方を始め、関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔中西広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後2時07分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 川 越 桂 路

署名議員 中 重 真 一

署名議員 小 園 裕 康